

議案第 6 5 号

北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正について

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とするため及び所要の規定の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市遺児手当支給条例（平成１８年北名古屋市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「支給開始月」を「前条の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）があった日の属する月の翌月」に改め、同項ただし書中「第４条の認定の請求又は北名古屋市遺児手当支給条例施行規則（平成１８年北名古屋市規則第６７号）第９条による届出（以下「認定請求等」という。）」を「認定申請」に、「認定請求等を」を「認定申請を」に改め、同条第４項ただし書中「次条」を「前支払月に支払うべきであった手当又は第６条」に、「が消滅したとき」を「を喪失したときに支払うべき月分の手当」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（手当の額の改定）

第５条の２ 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、新たに監護し、又は養育する遺児があるに至った場合であって手当の額の改定を受けようとするときは、市長にその旨を申請しなければならない。この場合における改定された額の支給期間は、その改定後の額につき当該受給者がした申請があった日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

２ 受給者が災害その他やむを得ない理由により前項の改定後の額につき申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後１５日以内にその申請をしたときは、同項の手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、受給者がやむを得ない理由により申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から行う。

３ 受給者は、その監護し、又は養育する遺児が次の各号のいずれかに該当することにより数が減じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。この場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき。

- (3) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 受給者と別居したとき。
- (5) 父又は母の配偶者（第2条第1項第2号及び第3号に該当する者を除く。）に養育されることとなったとき。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に養育が委託されたとき。

第6条を次のように改める。

（受給資格の喪失）

第6条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) すべての遺児を養育しなくなったとき。
- (4) 第5条第1項ただし書又は前条第3項の規定により、当該受給者にすべての遺児に関する手当が支給されなくなったとき。
- (5) 受給資格を辞退する申出があったとき。

第7条第1項及び第2項中「受給資格者」を「受給者」に改める。

第8条中「受給資格者」を「受給者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が届け出なければならない。

第9条中「受給資格者」を「受給者」に改める。

第10条第1項中「受給資格者」を「受給者」に、「、その他の」を「その他の」に、「命令」を「命令し、」に改める。

第11条中「受給資格者」を「手当の支給を受けた者」に、「すでに」を「既に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。